

○総務省令第 号

特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成十三年法律第三十七号）第二十八条の規定に基づき、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 藤井比早之

特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律施行規則（令和四年総務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
(措置の実施状況等の公表) 第十八条 「略」 6 法第二十八号に掲げる事項は、法第二十七条の二第一項の規定により講じた同項に規定する措置の内容及び結果とする。 7 法第二十八号第五号に掲げる事項の公表は、法第二十七条の二第二項に規定する指針において定める様式に従って行わなければならない。 8 大規模特定電気通信役務提供者は、法第二十八号第六号に規定する評価を実施するに当たっては、次に掲げる事項について評価の基準を定めて行うものとする。 9 法第二十八号第七号の総務省令で定める事項は、前項に規定する評価の基準（当該基準を変更した場合は、その変更の内容及び理由を含む。）とする。		(措置の実施状況等の公表) 第十八条 「同上」 〔2〕5 同上 〔新設〕 〔新設〕 6 大規模特定電気通信役務提供者は、法第二十八号第五号に規定する評価を実施するに当たっては、次に掲げる事項について評価の基準を定めて行うものとする。 7 法第二十八号第六号の総務省令で定める事項は、前項に規定する評価の基準（当該基準を変更した場合は、その変更の内容及び理由を含む。）とする。	
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。			

附 則

この省令は、公職選挙法及び特定電気通信による情報の流通によつて発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第五十八号）の施行の日（令和九年三月一日）から施行する。